

今年度も「家具転倒防止対策助成事業」を実施します。 なお、今年度から年齢要件を緩和します

6月に発生した大阪府北部の地震においては、家具類の転倒により亡くなられた方がいらっしゃいました。大地震の際に、自分自身や家族の命を守る「自助」の取組として、家具の転倒防止対策は重要です。

横浜市では、平成 25 年度から、自ら家具転倒防止対策を講じることが困難な世帯を対象に家具転倒防止器具の取付けを無料で代行しています。（器具代については、申請者の負担となります。）

今年度からは、市民の皆様からも要望をいただいている年齢要件について緩和し、利用しやすい制度にすることで、家具転倒防止器具の取付けを促進してまいります。

1 制度概要（緩和前後比較）

昨年度までは、対象となる世帯の要件のうち、年齢に関する要件は「75 歳以上の方のみの世帯」でしたが、今年度は「65 歳以上の方のみの世帯」へ緩和し、中学生以下の方のみが同居している場合も申請を可とします。

対象世帯（同居者全員が下記①から⑥の <u>いずれか</u> である世帯が対象となります。）		予定件数
緩和前	<ul style="list-style-type: none"> ① 75 歳以上 ② 身体障害者手帳の交付を受けている ③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている ④ 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている ⑤ 介護保険法による要介護、または要支援の認定を受けている 	—
緩和後	<ul style="list-style-type: none"> ① 65 歳以上 要件緩和 ② 身体障害者手帳の交付を受けている ③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている ④ 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている ⑤ 介護保険法による要介護、または要支援の認定を受けている ⑥ 中学生以下 新規追加 	先着 200 件 (世帯)

※「中学校卒業者」から「64 歳以下」の方がいる世帯については、②～⑤に該当しない限り、この制度の対象となりません。

2 申込受付期間

平成 30 年 9 月 3 日（月）から平成 30 年 11 月 30 日（金）まで



3 申込方法

045-262-0667（受託者：NPO 法人横浜市まちづくりセンター）へ電話で申し込みをしてください。（平日の 10 時から 16 時まで受付可能）

お問合せ先

総務局危機管理課 事業推進担当課長 姫浦 尊 Tel045-671-4360